

恵那市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 恵那市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号。以下「法施行規則」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び、公共交通空白地有償運送の適正な運営の確保を通じ、本市の交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他有償旅客輸送の適正な運営の確保のために必要となる次の事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送及び公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通空白地有償運送の合意の解除に関する事項
- (4) 恵那市地域公共交通計画の策定及び改正に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、法施行規則に定めるところにより、別表第1に掲げる者で構成する。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、恵那市副市長をもって充てる。

- 2 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職

務を代理する。

- 4 交通会議は、委員の過半数の出席により成立する。この場合、委任状（別紙）による代理出席は出席委員とみなす。
- 5 交通会議の議決は、前項の委任状による代理出席を含め、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。
- 6 交通会議は原則として公開とする。
- 7 交通会議の庶務は、恵那市まちづくり企画部交通政策課において処理する。
- 8 地域公共交通及び市運営有償運送、公共交通空白地有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、まちづくり企画部交通政策課を連絡・通報窓口とする。

（協議結果の取扱い）

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

- 第6条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理する為、幹事会をおく。
- 2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって構成する。
 - 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は恵那市まちづくり企画部交通政策課長をもって充てる。
 - 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集する。
 - 5 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会の議事を運営する
 - 6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（守秘義務）

第7条 交通会議、幹事会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な

事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月 4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- ・ 恵那市副市長、まちづくり企画部長、医療福祉部長、教育委員会事務局長
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- ・ 社団法人岐阜県バス協会
- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- ・ 岐阜県タクシー協会東濃支部の代表者
- ・ 恵那市地域自治区会長会議の代表者
- ・ 恵那市壮健クラブ連合会の代表者
- ・ 市内県立高等学校PTAの代表者
- ・ まちづくり市民協会の代表者
- ・ 中部運輸局岐阜運輸支局首席運輸企画専門官
- ・ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- ・ 道路管理者管理担当課長
- ・ 岐阜県警察恵那警察署交通課長
- ・ 明知鉄道専務取締役
- ・ 市において現に有償運送を行っている特定非営利法人等の団体に所属する者のうちその代表者
- ・ 学識経験者その他交通会議が必要と認める者

別表第2（第6条関係）

- ・ 岐阜県都市建築部公共交通課担当職員
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- ・ 中部運輸局岐阜運輸支局担当職員
- ・ 道路管理者管理担当職員
- ・ 岐阜県警察恵那警察署職員
- ・ 恵那市まちづくり企画部交通政策課長
- ・ 市において現に有償運送を行っている特定非営利法人等の団体に所属する者のうちその代表者
- ・ その他交通会議が必要と認める者

別紙（第4条関係）

年 月 日

恵那市地域公共交通会議会長 様

住 所 _____

団 体 名 _____

役 職 _____

氏 名 _____ 印

委 任 状

年 月 日に開催する恵那市地域公共交通会議における議事の審議については、すべてを下記の者に委任します。

記

1. 委任する者の役職 _____

2. 委任する者の氏名 _____